(4) 合理的配慮の観点~3観点11項目~

平成29年度合理的配慮普及推進セミナーにおいて、文部科学省では、次のように整理しています。

(a) 従前から行ってきた配慮と報告における合理的配慮について

3 観点 1 1 項目 情報 「合理的配慮」 <「合理的配慮」の観点(1)教育内容・方法> じの保障 <(1)-1教育内容> (1)-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮 文部科学省中央教育審議会初等中等教育分科会 (1) -1-2 学習内容の変更・調整 従前から行ってきた配慮 ○環境等の配慮 <(1) - 2教育方法> (1) -2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 別に必要な合理的 (1) -2-2 学習機会や体験の確保 (1) -2-3 心理面・健康面の配慮 く「合理的配慮」の観点(2)支援体制> (2) -1 専門性のある指導体制の整備 ○心理面の配慮 (2) -2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図る ための配慮 配慮 (2) -3 災害時等の支援体制の整備 く「合理的配慮」の観点(3)施設・設備> (3) -1 校内環境のバリアフリー化 (3) -2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設 教育指導における配 設備の配慮 (3) -3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮 (報告) 8項目 「基礎的環境整備」 平 成 24 (1) ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用 不 特定 多数 -年7月23 (2) 専門性のある指導体制の確保 (3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導 (4) 教材の確保 \Box (5)施設・設備の整備 制度 (6) 専門性のある教員、支援員等の人的配置

これまで行ってきた配慮を合理的配慮の3観点 11 項目で捉え直すことが大切です! 3観点 11 項目の詳しい内容は、第Ⅲ章 − 2 (5)③『3観点11項目って何?』(154 p) をご覧ください。

(8) 交流及び共同学習の推進

(7) 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導